

並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

附 則（平成二二六年六月一〇日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定（第八条第一項第一号を「第八条第一号」に改める部分に限る）、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規定（第八条第一項第一号を「第八条第一号」に改める部分に限る）、第六十六条第四項の改正規定（第八条第一項を「第八条」に改める部分に限る）、第七十条の十三第三項の改正規定（第八条第一項を「第八条」に改める部分に限る）、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条の改正規定（同条第一号を削る部分に限る。）、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定（同条第一項第三号中「（第三号を除く。）」を削る部分、同条第二項第三号中「第九十一条第四号若しくは第五号（第四号に係る部分に限る。）、第九十二条の二第一号」を削る部分（第九十一条の二第一号に係る部分を除く。）及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。）並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十一号）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成二二六年六月四日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一二日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年五月一九日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄